

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

平成23年3月に「上天草市環境基本計画」（以下「前計画」という。）を策定し、その後、平成28年4月の改訂を踏まえ、本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたところですが、令和2年度末をもって前計画期間が満了となりました。

一方、世界的な動きでは、平成27年9月の国連サミットで、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」として、環境課題を含めた17の目標と169のターゲット（SDGs）に全世界が取り組むことによって「誰一人取り残さない」社会を実現することを決意した画期的な合意が採択されています。

また、同年12月フランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」にて採択された「パリ協定」では、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して2℃未満にする（さらに、1.5℃に抑える努力を追求する）ことを世界共通の目標に掲げています。

国内では、東日本大震災を契機とした国のエネルギー政策の見直しによる、再生可能エネルギーへの転換をはじめとした社会情勢や温室効果ガス排出量削減目標の決定、大気中のPM2.5の問題など注目を集めており、本市においても取り巻く環境の変化等に伴い、地球環境を守るために廃棄物の発生抑制や自然環境の保全など、より一層取り組むことが求められています。

こうした最近の課題や国内外の動きを踏まえ、~~現計画を見直し、上天草市地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）を内包した~~第2次上天草市環境基本計画（以下「本計画」という。）を新たに策定し、環境の保全等に関するさらなる取組を推進していきます。

2 計画の位置づけ

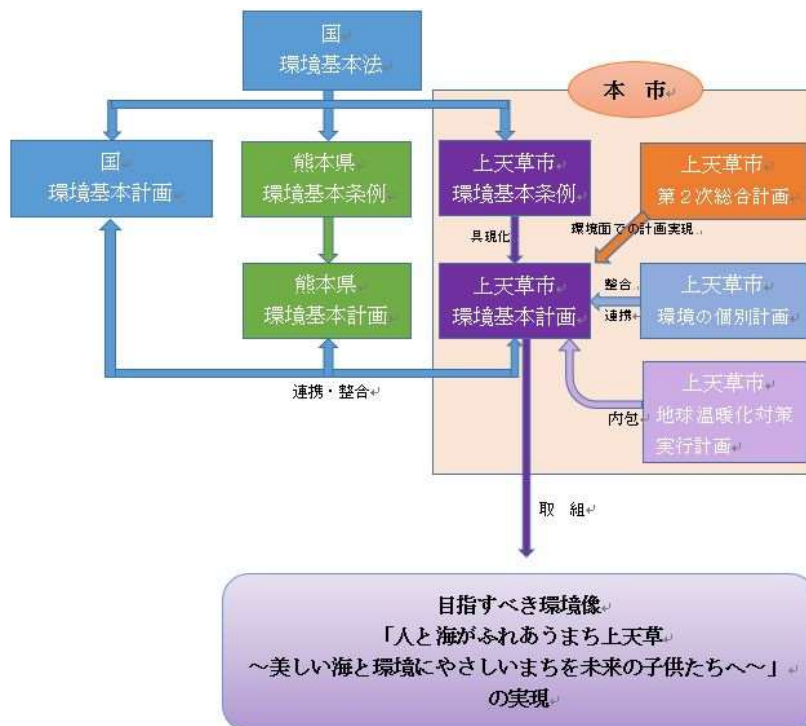
- (1) 上天草市環境基本条例第9条に規定された「環境の保全及び創造に関する基本的な計画」であるとともに、市の総合計画を環境の分野から推進するための最も基本的かつ総合的な計画です。

本計画は、上天草市環境基本条例に基づき、本市における環境保全・創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な事項を定めるものであり、「上天草市第2次総合計画」で掲げられている今後目指すべき環境像を実現するために環境分野における方向性を示す計画として位置付けられています。

さらに、国や県の環境基本計画や環境保全活動への取組などと連携し、市民等や事業者、市が一体となり目指すべき環境像の実現に向け、施策や事業を進めて行くための指針となるものです。

~~また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定める地方公共団体の責務を踏まえ、地球温暖化対策実行計画を含むものとします。~~

(2) 本計画では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定められた「自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策」を推進するための地域における地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）を内包しています。



3 計画の期間

令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間を計画期間とし、中間の5年後を目途に計画の進捗状況进行评估し、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の対象範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、自然共生社会、安心・安全社会、低炭素社会、循環型社会、環境保全活動の5分野とします。対象とする地域は、上天草市全域とし、広域的な取り組みが必要なものについては、国や県、他の地方自治体と協力しながら課題の解決に取り組むこととします。

~~また、本計画は、上天草市地球温暖化対策実行計画を含んだ計画となっています。~~

分野	主な対象範囲
自然共生社会	生物多様性、水辺、海岸、自然とのふれあい など
安心・安全社会	公害防止、環境美化、水環境 など
低炭素社会	地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー など
循環型社会	ごみの減量化、資源化、ごみの適正処理 など
環境保全活動	環境教育、環境学習、環境保全活動 など